第五章中第五十三条を第六十条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章　費用等

（令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由）

第五十六条　令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一　支給認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

三　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

四　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

（令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額）

第五十七条　市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第一号又は第二号の事由があると認めた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して適当と認める額を定めるものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

2　市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額のいずれかを選択するものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

一　教育認定子ども（令第四条第一項に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。）又は満三歳以上保育認定子ども（令第四条第二項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）（法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受けたものに限る。）　二万五百円、一万六千百円、一万五千百円、三千円、零

二　満三歳以上保育認定子ども（前号及び次号から第五号までに掲げるものを除く。）　七万七千円、五万八千円、四万千五百円、二万七千円、一万六千五百円、一万五千五百円、六千円、零

三　満三歳以上保育認定子ども（短時間認定保護者（令第四条第二項第一号に規定する短時間認定保護者をいう。以下同じ。）に係るものに限り、第一号及び第五号に掲げるものを除く。）であるもの　七万五千八百円、五万七千百円、四万九百円、二万六千六百円、一万六千三百円、一万五千三百円、六千円、零

四　満三歳未満保育認定子ども（法第二十九条第一項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）及び特定満三歳以上保育認定子ども（令第四条第二項に規定する特定満三歳以上保育認定子どもをいう。次号において同じ。）（次号に掲げるものを除く。）　八万円、六万千円、四万四千五百円、三万円、一万九千五百円、一万八千五百円、九千円、零

五　満三歳未満保育認定子ども及び特定満三歳以上保育認定子ども（短時間認定保護者に係るものに限る。）　七万八千八百円、六万百円、四万三千九百円、二万九千六百円、一万九千三百円、一万八千三百円、九千円、零

3　市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合であって、負担額算定基準子ども（令第十四条の負担額算定基準子どもをいう。以下この条において同じ。）が同一世帯に二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定こどもに関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一　次のイからハまでに掲げる支給認定子ども　当該支給認定子どもに関して前項第一号から第五号までの規定により選択される額に百分の五十を乗じて得た額

イ　令第十四条第一号イに掲げる支給認定子ども　令第十四条第一号ロに掲げる支給認定子ども

ロ　令第十四条第一号ロに掲げる支給認定子ども　令第十四条第一号ハに掲げる支給認定子ども

ハ　令第十四条第一号ハに掲げる支給認定子ども

二　次のイからハまでに掲げる支給認定子ども　零

イ　令第十四条第二号イに掲げる支給認定子ども　令第十四条第二号ロに掲げる支給認定子ども

ロ　令第十四条第二号ロに掲げる支給認定子ども　令第十四条第二号ハに掲げる支給認定子ども

ハ　令第十四条第二号ハに掲げる支給認定子ども　令第十四条第二項の内閣府令で定める事由）

第五十八条　令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一　月の途中において特定教育・保育等（法第五十九条第三号に規定する特定教育・保育等をいう。）を受けることをやめること

二　月の途中において、利用する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所又は特例保育を提供する事業所の変更を行うこと

（令第二十四条第二項の内閣府令で定める日数）

第五十九条　令第二十四条第二項の内閣府令で定める日数は、次の各号に掲げる支給認定保護者に係る支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一　教育認定子ども又は特別利用教育を受けた満三歳以上保育認定子ども　二十日

二　満三歳以上保育認定子ども（前号に掲げるものを除く。）又は満三歳未満保育認定子ども　五日

第五十二条を第五十五条とし、第四十一条から第五十一条までを三条ずつ繰り下げる。

第四十条中「第十一条」を「第二十一条」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十九条の見出し及び同条中「第十一条」を「第二十一条」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十八条第一項中「第三十六条」を「第三十九条」に、同条第三項中「第三十一条」を「第三十四条」に改め、同条を第四十一条とする。